

工 事（本登録）

令和7・8年度

競争入札参加資格審査申請の手引き

西宮市・西宮市上下水道局・西宮市立中央病院

西宮市、西宮市上下水道局及び西宮市立中央病院が発注する建設工事の競争入札に参加する資格の審査を受けようとする方は、以下のとおり競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添えて提出してください。

1. 申請期間

令和6年11月21日（木）から令和7年1月9日（木）まで

**※上記の期限にかかわらず、なるべく令和6年12月中旬までにご提出いただきますよう
ご協力をお願いします**

2. 提出方法

- ・原則として、郵送による提出のみとします。
 - ・令和7年1月9日（木）必着（消印のあるもののみ消印有効）。
 - ・市内に本店（本社）・支店等を有する場合は、持参（執務時間内に限る。）も可とします。
- ※令和6年11月から市の窓口受付時間は午後5時までに変更していますので、ご注意ください**

3. 送付先

〒662-8567 西宮市 財務局 財務総括室 契約管理課 宛

（※この郵便番号は西宮市役所の個別番号です。宛先の住所は省略できます）

4. 入札参加資格の有効期間

令和7年4月1日（火）から令和9年3月31日（水）までの2年間

5. 審査結果

令和7年3月31日（月）までに競争入札参加資格を認めない旨の通知のない場合は「指名競争入札参加資格者名簿」（以下「資格者名簿」という。）に登載されたものとみなしてください。

審査結果については、個別に通知はいたしませんので、令和7年4月中旬以降に本市のホームページで公表する「資格者名簿」で、確認してください。

6. 申請資格

- (1) 代表者及び受任者が、競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 法人税（個人企業にあっては所得税）、消費税又は地方消費税に未納がある者（国税通則法第46条の規定による納税の猶予を受けている者を除く。）又は本市の市税（西宮市内に本店（本社）・

支店等がある場合に限る。)に未納がある者(地方税法第15条の規定による徴収の猶予を受けている者を除く。)でないこと。

- (3) 申請日の前日までに、建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けている者(更新手続き中の場合、許可期限までに更新手続きを行った者を含む。)で、かつ同法第27条の23の規定に基づく建設業者の経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果書類(以下「経審結果通知書」という。)が出ている者(審査申請を行っている場合、申請日現在有効な経審結果通知書を有する者を除き、その結果が出ていない者については申請資格を与えません。)
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者並びに西宮市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者。
- (5) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険(以下「社会保険等」とする。)に加入している者(ただし、健康保険については健康保険法第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険については厚生年金保険法第27条の規定による届出の義務及び雇用保険については雇用保険法第7条の規定による届出の義務がない者を除く。)

7. 申請書類等

申請書類一式(競争入札参加資格審査申請書<工事>関係書類「様式1」～「様式4」)及び別紙1を、本市のホームページ(入札・契約)からダウンロードのうえ、作成し提出してください。

また、西宮市にある本店(本社)・支店等を登録する場合は、「様式5-1」「様式5-2」も併せて作成し提出してください。

なお、西宮市内に本店(本社)を有する者で、西宮市の南部地域(塩瀬・山口地域以外の地域)に本店(本社)を有し、第1希望業種をJ3(土木一式)とする場合で、南部地域における単価契約工事業者への登録を希望する場合は「様式5-3」を、工事請負指名競争入札における業者格付基準第2条に基づく主観数値の加算を希望する場合は「様式6」を、工事複数業種登録を希望する場合は「様式7」を作成し提出してください。希望しない場合は不要です。

8. 記入上の注意

- (1) 書類は黒ボールペン等(シャープペンシル、消せるボールペン等は不可)で記入、又はエクセルファイルに直接入力してください。押印欄は鮮明に押印してください。

なお、実印と記載のある押印欄に実印以外の印が押印されている場合、申請は受理できません。

- (2) 代表者や受任者など、**申請書には申請日現在の内容を記入してください。**

申請書提出後に、その内容に変更が生じた場合は、その都度、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を契約管理課に提出してください。

様式は、本市のホームページ(ページ番号65251098)から最新のものをダウンロードしてください。

- (3) 「様式1」「様式2-1」「様式2-2」「様式5-1」「様式5-3」「様式6」「様式7」の右上の「登録業種コード」欄に別紙1「登録業種コード表<工事>」(J1～L5)から一つだけ記入してください。エクセルで入力する場合、「様式2-1」の「③登録希望業種」を入力して

いただきますと、すべての申請書に入力内容が反映されます。

なお、「整理番号」欄は、記入しないでください。

- (4)「様式1」「様式2-2」「様式3」「様式4」「様式5-2」の上部の「商号又は名称」欄に申請者の（商号又は名称）を必ず記入してください。支店等の名称は不要です。エクセルで入力する場合、「様式2-1」の申請者を入力していただきますと、すべてに反映されます。

9. 「様式2-1」の記入上の注意事項

- (1)申請者の（所在地）（商号又は名称）（代表者職氏名）をそれぞれ正確に記入してください（㈱・有・代等の省略文字は使用しないでください。）。
- (2)申請者の「所在地」について、登記上と実質上の所在地が異なる場合は、両方の所在地を2段書きで記入のうえ、それぞれカッコ書きで（登記上の所在地）（実質上の所在地）と記入してください。
- (3)「① 契約先」の「区分」欄は、代表者契約の場合は「1」に、受任者を設定する場合は「2」に○を付けてください。エクセルで入力する場合は、ドロップダウンリストから選択してください。

「商号又は名称」「代表者・受任者職名及び氏名」「所在地」欄は、代表者契約、受任者契約どちらの場合でもそれぞれ正確に記入し、フリガナも必ず記入してください（申請者と契約先が同じ場合でも必ず記入してください。）。

なお、契約先は1業者につき1か所しか登録できません。工事・委託・物品と複数に登録する場合でも、すべて契約先を同じにしてください（例えば、工事と委託で契約先を分けることはできません。）。

- (4)受任者を設定した場合は、「様式2-2」の「⑧ 委任状」を必ず記入してください。
- (5)「②契約時に使用する印鑑」は、入札・見積等、契約に関する一切について使用する印鑑です。職名又は氏名の印（丸印）を押印してください。丸印のみでも結構です。社印（角印）は任意ですが、社印（角印）だけの場合は、受理できません。

なお、インク浸透印（シャチハタ等）は使用できません。

- (6)「③登録希望業種」は、別紙1「登録業種コード表<工事>」の「登録業種コード」及び「工事の種類」から一つだけ記入してください。エクセルで入力する場合は、ドロップダウンリストから選択してください。

西宮市内に本店（本社）を有する場合、第1希望業種を記入してください。

西宮市の南部地域（塩瀬・山口地域以外の地域）に本店（本社）を有し、第1希望業種をJ3（土木一式）とする場合で、南部地域における単価契約工事業者への登録を希望する場合は、次の要件を満たしていることを確認のうえ「様式5-3」も併せて作成し提出してください。

なお、単価契約工事業者として登録された場合、登録期間中（令和7・8年度）は単価契約工事以外の工事の入札には参加できず、工事複数業種登録もできません。

単価契約とは

道路、下水道、河川水路等の公共施設の小規模な維持修繕工事で、緊急に施工する必要があるものを、一定期間、継続して発注する契約。支払方法は、原則、前払金がなく出来高精算しゅん工払いです。

単価契約工事業者への登録要件

- ①休日・夜間を問わず、1日24時間、1年365日、常時緊急対応が可能であること。
- ②経審結果通知書の土木一式の総合評定値（P）が600点以上であること。
- ③ダンプ車（2t以上）及びバックホウ（バケット容量0.06m³以上）を保有（自己所有又はリース）しており、登録期間中も保有し続けること。

(7) 「④常時使用する従業員の数」は、本支店を含めた全従業員の技術系職員と事務系職員の合計数を記入してください。

なお、「常時使用する従業員」とは、正社員、パート、アルバイト等の名称は問わず、解雇の際に「予め解雇の予告を必要とする者」（労働基準法第20条）です。従って、会社役員及び個人事業主は含みません。

(8) 「⑤企業規模」には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項の規定による「中小企業者」に該当する場合は「2」に、そうでない場合は「1」に○を付けてください。エクセルで入力する場合は、ドロップダウンリストから選択してください。

中小企業者の定義（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条）は以下のとおりです。

業 種	中小企業者（下記のいずれかを満たす者）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員
製造業、建設業、運輸業等	3億円以下の会社	300人以下の会社及び個人
卸売業	1億円以下の会社	100人以下の会社及び個人
サービス業	5千万円以下の会社	100人以下の会社及び個人
小売業	5千万円以下の会社	50人以下の会社及び個人

- ・業種分類については、下記 URL の総務省が所管する日本標準産業分類をご覧ください、分類項目名、説明及び内容例示から該当する分類をご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05koumokusetsumei.html

- ・次に、下記 URL の対応表からどの業種に該当するのかご確認ください。

https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_14.pdf

10. 「様式2-2」の記入上の注意事項

- (1) 「⑥経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の審査基準日」には、経審結果通知書に記載されている審査基準日を記入してください。
- (2) 「⑦登録希望業種の許可区分等」には、登録を希望する業種1つについてのみ、経審結果通知書の許可区分（大臣特定、大臣一般、知事特定、知事一般）、建設工事の種類、総合評定値（P）、完成工事高、建設工事の種類に記載した工事業にかかる建設業許可の有効期限を記入してくだ

さい。西宮市内に本店（本社）を有する場合は、第1希望業種についてのみ記入してください。

ただし、登録希望業種がJ1に該当する場合は、「土木一式」又は「建築一式」のうち総合評定値（P）が高い方について記入してください。また、登録希望業種がJ8に該当する場合は、「土木一式」について記入してください。

なお、「許可区分」「総合評定値（P）」「完成工事高」「建設業許可の有効期限」欄は、提出する「経審結果通知書」及び「建設業許可に関する通知書」の記載内容と必ず一致するようにしてください。

- (3)「⑧委任状」は「様式2-1」の「①契約先」で受任者を設定した場合は、必ず委任者（申請者）の（所在地）（商号又は名称）（代表者職氏名）を記入し、実印を押印してください。受任者を設定したにもかかわらず、委任状に記入及び押印がない場合は、申請は受理できません。受任者を設定しない場合は、記入不要です。

1 1. 「様式2-3」の記入上の注意事項

申請者自身が暴力団等に該当しないこと等に関する誓約書であり、競争入札参加資格審査申請にあたり、この誓約書に同意していただく必要があります。誓約内容をよく確認のうえ、申請者の（所在地）（商号又は名称）（代表者職氏名）を記入し、実印を押印してください。受任者を設定する場合でも、必ず代表者による誓約としてください。

1 2. 「様式3」の記入上の注意事項

- (1)技術職員名簿は、経営事項審査申請時の技術職員名簿（別紙二）（以下「経審技術職員名簿」という。）の写しを添付してください。経審技術職員名簿に記載されている技術者に関しては、「様式3」及び監理技術者資格者証や主任技術者であることを証明できる書類等の添付書類の提出は不要です。
- (2)申請日現在において、退職等で経審技術職員名簿から抹消された者がある場合は、二重線で抹消してください。
- (3)経審技術職員名簿に記載されていない者を登録する場合は、「様式3」を作成し提出してください。添付書類及び記載要領については、「様式3」に記載しています。

1 3. 「様式4」の記入上の注意事項

- (1)申請日現在より過去2年間を目安に、受注した工事（未完成工事も含む。）の（発注者）（受注形態）（工事名）（請負代金額税込み）（工期）を正確に記入してください。
- (2)経営事項審査申請等の際に作成した「工事経歴書」や申請者が自社で作成した同様のもの（冊子等でも可）を添付する場合は、「様式4」の提出は不要です。

1 4. 「様式5-1」「様式5-2」「様式5-3」の記入上の注意事項

- (1)西宮市に本店（本社）がある場合又は西宮市内の支店等を登録される場合は、必ず「様式5-1」「様式5-2」を作成し提出してください。
- (2)西宮市に本店（本社）を有しない者で、「様式5-1」「様式5-2」を提出した者に限り、工事請負指名競争入札における業者指名基準第2条における「準市内業者」として取扱います。西宮市内に支店等がある場合でも、「様式5-1」「様式5-2」を提出しない者は、準市内業

者として扱いません。

- (3) 「完納証明書」（以下この項「(3)」において「証明書」という。）が提出されない場合、申請は受理できません（地方税法第15条の規定による徴収の猶予を受けている者を除く。）。

西宮市税を納付した日から約3週間以内に証明書を取得される場合は、納付の確認ができず、証明書を発行できないことがありますので、ご注意ください。

※「証明書」に関するお問合わせは、税務管理課（TEL0798-35-3251）まで

- (4) 「⑤経營業務の管理責任者」「⑥営業所の専任技術者」欄には該当する者の氏名を全て記入してください。複数名いる場合で、枠に収まらない場合は、申請者が自社で作成した同様のものの添付でも可とします。

また、確認資料として、建設業許可申請時の「経營業務の管理責任者証明書」（様式第七号）及び「専任技術者一覧表」（様式第一号別紙四）又は「専任技術者証明書」（様式第八号）を提出してください。

なお、建設業許可申請時より変更がある場合は最新のものを提出してください。

- (5) 西宮市の南部地域に本店（本社）を有し、第1希望業種をJ3（土木一式）とする場合で、南部地域における単価契約工事業者への登録を希望する場合は、要件を満たしていることを確認のうえ「様式5-3」も併せて作成し、必要書類を添付のうえ提出してください。

なお、単価契約工事業者として登録された場合、登録期間中（令和7・8年度）は単価契約工事以外の工事の入札には参加できず、工事複数業種登録もできません。

15. 「様式6」の記入上の注意事項

- (1) 西宮市内に本店（本社）を有する事業者で、工事請負指名競争入札における業者格付基準第2条に基づく主観数値の加算を希望する場合は、提出してください。該当する項目がある場合でも、主観数値の加算を希望しない場合は、提出不要です。

- (2) 提出にあたっては、別紙2「主観数値の評価内容」を十分確認のうえ申請書を作成し、添付書類が必要なものは必ず提出してください。申請書に必要事項が記載されていない場合や必要書類が添付されていない場合は、その申請項目は加算されません。

- (3) 障害者の雇用状況を申請する場合の「障害者」とは、身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱等による療育手帳の交付を受けた従業員の方で、個人事業主、役員の方は障害者数にカウントできません。

「②法定報告義務無の雇用事業者」を申請する場合は、別紙3「障害者雇用状況調書」に記入し提出してください。プライバシー保護のため、添付資料は確認後裁断します。また、申請にあたっては、必ず本人の同意を得てください。

- (4) その他社会・地域貢献「③防災訓練参加事業者」「⑥公共施設美化保全活動（清掃等）実施事業者」を申請する場合は、別紙4「社会・地域貢献活動実績調書」に記入し提出してください。

- (5) その他社会・地域貢献「⑩協力雇用主登録事業者」を申請する場合は、別紙5「協力雇用主の登録に関する証明書」に記入し、神戸保護観察所の証明を受けたうえで提出してください。ただし、令和6年11月18日以降に証明を受けたものとしてください。

証明の申請先：神戸保護観察所 処遇部門 就労支援班
 〒650-0016
 神戸市中央区橋通1丁目4番1号 神戸法務総合庁舎 2階
 TEL：078-351-4015（直通）

16. 「様式7」の記入上の注意事項

- (1) 次の全ての条件を満たしている事業者が申請できます。
 - ア. 申請日現在において、西宮市内に本店（本社）を有する事業者であること。
 - イ. 第2～第4希望業種については建設業の許可があり、完成工事高があること。
- (2) 第2～第4希望業種がない場合、提出は不要です。
- (3) 別紙1「登録業種コード表＜工事＞」を参考に、（登録業種コード）（工事の種類）を記入してください。第1希望業種は「様式2-1」の「③登録希望業種」と同じ内容を記入してください。エクセルで入力する場合は、「登録業種コード」をドロップダウンリストから選択してください。

「経審結果通知書」に記載されている、総合評定値（P）、完成工事高を記入してください。
- (4) 「J1（一般土木建築）」を希望する場合は、「土木一式」又は「建築一式」のうち総合評定値（P）が高い方について記入して下さい。

17. 市内業者優先発注について

本市では、市内業者（西宮市内に本店又は本社を有する者）の受注機会の確保及び育成並びに地域経済の活性化を図るため、競争性が確保される範囲において、市内業者を優先して指名することとしています。ご理解いただきますようお願いいたします。

また、下請施工を必要とする工事につきましても、できる限り市内業者から選定するよう配慮していただくとともに、施工に必要な各種の建設資材・建設機械等についても、できるだけ市内業者から購入等いただくようご協力ください。

18. その他注意事項

- (1) 令和7年1月10日以降の申請については、理由の如何に関わらず受理できません。
- (2) 申請書等の所定様式については、すべてA4サイズの用紙に片面印刷してください。

また、あらかじめ印字されている内容の加筆・修正は行わないでください。
- (3) 申請書の記入にあたり、故意に虚偽の事項を記入した場合又は必要な事項が記入されていない場合は、申請書は受理できません。
- (4) 参加資格を認めた後において、申請書の記入にあたり虚偽の事項を記入したことが発覚した時には、参加資格を取り消し、「資格者名簿」から抹消する場合があります。
- (5) 添付書類として、個人番号（マイナンバー）が記載された書類を提出する場合は、該当箇所を付箋で隠してコピーするなど、個人番号（マイナンバー）が判読できないようにしてください。
- (6) 雇用関係を証明する書類として、健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキング（黒塗り）を施し、被保険者等記号・番号等が判読できないようにしてください。

(7) 本市が発注する建設工事を請け負おうとする者は、経営事項審査を毎年受けていなければなりません。経審結果通知書の有効期限は、審査基準日から1年7ヶ月となっています。登録期間中に有効期限が切れた場合は、競争入札に参加できません。

また、有効期間内に複数の経審結果通知書を受けている場合は、直近のものを提出してください。

(8) 電子入札の利用者登録をしている場合、本市に登録する契約先（代表者又は受任者）と電子証明書（ICカード）の名義が違っていると電子入札に参加できませんので、ご注意ください。

(9) 申請受理の「控」が必要な場合は、「様式2-1」の「写し」と**110円切手※**を貼付した定形封筒（宛先を記入しておいてください。）を申請書類一式と共に送付してください。受付印を押印のうえ返送いたします。なお、行政書士が複数の申請者の代理人申請をする場合、返信用封筒は申請者の数だけ送付してください。

※令和6年10月1日から郵便料金が改定されました。添付いただく切手の金額にご注意ください

(10) 「様式1」の下部の〈この書類の内容に対応できる方〉欄は、必ず記入してください。

なお、行政書士が代理人申請をする場合には、所属欄に「行政書士」と記入し、申請書類一式と共に必ず委任状を提出してください。様式は任意ですが、委任者（様式2-1に記載する申請者）の記名、押印（実印）が必要です。

(11) 印鑑証明書、納税証明書（国税等）、完納証明書（西宮市税）、商業登記履歴事項全部証明書（すべて写しでも可）は、令和6年10月1日以降に発行されたものに限りません。

(12) 「様式1」を表紙にして綴りひもで束ねて提出してください。

(13) 本市では、内容が簡易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるもので、税込み50万円未満となる小規模な修繕等については、資格者名簿ではなく、西宮市小規模修繕契約希望者登録制度の登録者に発注しています。令和7年4月1日より、上記小規模修繕等の基準を税込み50万円未満から税込み70万円未満にまで引き上げます。

なお、資格者名簿（工事）と小規模修繕希望者登録との重複登録はできません。

(14) 申請書類の記入等に不明な点がありましたら、契約管理課（Tel0798-35-3405・3406）までお問い合わせください。

(様式 2-1)

令和7年4月からの予定ではなく
申請日現在の内容を記入してください

記入例

登録業種コード	整理番号 (市記入欄)
J3	記入不要

令和 6年 12月 10日

令和7・8年度(本登録)競争入札参加資格審査申請書

西宮市長
西宮市上下水道事業管理者
西宮市病院事業管理者

西宮市、西宮市上下水道局及び西宮市立中央病院が執行する工事の入札に参加したいので、指定の書類を添えて申請します。

なお、申請者及び受任者が競争入札に係る権利を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと、並びにこの申請書の添付書類のすべての記載事項が実情と相違ないことを誓約します。

登記と実際の所在地
が違う場合の記入例

印鑑証明書の印を
押印してください

(登記上の所在地) 東京都〇〇区〇〇町10-3

所在地 (実質上の所在地) 神奈川県横浜市××区〇〇町8-3

(申請者) 商号又は名称 **〇〇建設 株式会社**

代表者職氏名 **代表取締役 乙野 次郎**



実印

※契約先は代表者(本店(本社))の場合でも必ず記入してください。
※契約先を受任者に委任される場合は(様式2-2)の⑧委任状を必ず記入してください。

① 契約 先	区 分	②受任者(支店等)		②契約時に使用する印鑑 ※必ず押印して下さい ・職名又は氏名の印を押印 角印(社印)は任意です ・角印(社印)だけの場合は 不可です 使用印	
	フリガナ	マルマルケンセツ オオサカシテン			
	商号又は名称	〇〇建設 株式会社 大阪支店			
	代表者・受任者 職名及び氏名	職 名	支店長		
		フリガナ	コウノ タロウ		
		氏 名	甲野 太郎		
	所 在 地	郵便番号	530-0000		
		住 所	大阪市北区〇〇町〇〇番〇〇号		
電話番号		06-0000-0000			
F A X		06-0000-0000			
メールアドレス	〇〇〇〇@〇〇.co.jp				

契約先は1業者につき1か所しか登録できません。委託や物品で登録がある(登録する)場合、すべて同じ契約先にして下さい

従業員数は支店や支社等のみではなく、会社全体の従業員数を記入してください。

(登録業種コード表)から、登録希望業種を1業種のみ記入してください。

登録希望業種	登録業種コード	工事の種類
	J3	土木一式

④常時使用する
従業員の数※1

25 名

⑤企業規模
※2

②中小企業

※1 本店を含めた全従業員の数。

※2 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項の規定による

(様式 2-2)

商号又は名称 (必ず記入してください)	記 入 例	登録種コード	整理番号 (市記入欄)
〇〇建設 株式会社		J3	記入不要

⑥ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の審査基準日

令和 6 年 4 月 30 日

⑦ 登録希望業種の許可区分等

- ※登録希望業種以外は記入しないでください。市内に本店（本社）を有する事業者は第1希望業種のみ記入してください。
- ※登録希望業種が「J1（一般土木建築）」に該当する場合は、「土木一式」又は「建築一式」のうち総合評定値（P）が高い方について記入してください。
- ※登録希望業種が「J8（その他（総合工事）」）に該当する場合は、「土木一式」について記入してください。

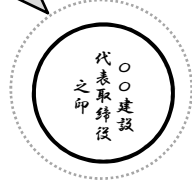
許可区分 1 大臣・特定 2 大臣・一般 3 知事・特定 4 知事・一般	建設工事の種類	総合評定値 (P)	完成工事高 (千円)	建設業許可の有効期限
3	土木一式	1000	1,234,567	令和 9 年 9 月 30 日まで

該当する数字を
記入してください

⑧ 委任状（受任者を設定される場合に記入してください。）

委 任 状	
私は、契約先に記入した者を代理人と定め、西宮市、西宮市上下水道局及び西宮市立中央病院との間における下記事項に関する一切の権限を委任します。	
記	
1 見積、入札に関する件	1 復代理人選任に関する件
1 契約締結に関する件	1 その他契約に関する件
1 契約金、保証金の請求受領に関する件	
所在地	神奈川県横浜市××区〇〇町8-3
(委任者) 商号又は名称	〇〇建設 株式会社
代表者職氏名	代表取締役 乙野 次郎

印鑑証明書の印を
押印してください



〇〇建設
代表取締役
之印

実印

(様式5-1)

記入例

登録業種コード	整理番号(市記入欄)
J3	記入不要

令和 6年 12月 10日

西宮市長
西宮市上下水道事業管理者
西宮市病院事業管理者

印鑑証明書の印を
押印してください



実印

所在地 神奈川県横浜市××区〇〇町8-3

(申請者) 商号又は名称 〇〇建設 株式会社

代表者職氏名 代表取締役 乙野 次郎

令和7・8年度 西宮市にある事務所等実態報告書

競争入札参加資格審査申請にあたり、西宮市内にある事務所等の実態は下記のとおりです。

記

①所在地	西宮市〇〇町10-3
②名称 (支店・営業所名)	〇〇建設 株式会社 西宮営業所
③電話番号	0798-〇〇-〇〇〇〇
④FAX番号	0798-△△-△△△△

必ず添付してください

⑤経營業務の管理責任者	氏名	乙野次郎
	添付資料	「経營業務の管理責任者証明書」(様式第七号) ※建設業許可申請時に作成されているもの
⑥営業所の専任技術者 (他の営業所を含めた 該当者をすべて記入)	氏名	乙野次郎、乙野花子
	添付資料	「専任技術者一覧表」(様式第一号別紙四)又は 「専任技術者証明書」(様式第八号) ※建設業許可申請時に作成されているもの

該当者をすべて
記入してください

必ず添付してください

※申請時より変更がある場合は、最新のもの

※西宮市税の完納証明書が提出されない場合、申請は受理できません(地方税法第15条の規定による徴収の猶予を受けている者を除く。)

※様式5-2に本店(本社)・支店等の付近見取図を記載し、外観写真及び内部写真を貼付してください。